

平成30年度 第3回

恵庭市国民健康保険運営協議会

議 事 録

平成31年2月21日（木）16時30分開会
恵庭市役所 2階 204会議室

平成30年度第3回恵庭市国民健康保険運営協議会

1. 日時

平成31年2月21日（木）16時30分～17時10分

2. 会場

恵庭市役所 2階 204会議室（恵庭市京町1番地）

3. 出席者

【運営協議会委員】（9名出席）

（1）公益代表

川股 洋一（会長）、猪口 信幸（会長代行）、佐山 美恵子

（2）被保険者代表

神田 美佐子、大貫 司

（3）保険医又は薬剤師代表

平中 良治、貝嶋 光信、島田 直樹

（4）被用者保険等保険者代表

木原 雄二

【事務局（恵庭市）】

副市長、保健福祉部長、保健福祉部次長、国保医療課長、
納税課長、各担当主査、主任

4. 議事録署名委員

猪口 信幸（公益代表）、大貫 司（被保険者代表）

5. 審議事項

議案第1号 平成30年度国民健康保険特別会計決算見込みについて

議案第2号 財政安定化基金借入について

議案第3号 平成31年度国民健康保険特別会計予算（案）について

6. その他

7. 閉会

1. 開会

○保健福祉部次長の進行により開会

委員の皆様には、何かとご多用の中ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまより、国民健康保険運営協議会を開催いたします。

なお、城生委員につきましては、所用のため、欠席との連絡がありましたのでご報告いたします。

2. 副市長挨拶

○北越副市長

国民健康保険運営協議会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から市政全般及び国民健康保険事業に対しまして、ご理解とご協力を頂いておりますことに対しまして、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

30年度から始まった広域化がそろそろ年度を終了する時期になってきましたけれども、残念ながら単年度で赤字が予測されます。その対応もありますし、31年度予算案の編成をしておりますのでそれらについて税率の改定等も必要になっております。それらについて説明させていただきますので、引続き皆様のご理解とご協力を引続きお願いいたします。

簡単ですがどうぞよろしく願いいたします。

3. 会長挨拶

○川股会長

委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただき誠にありがとうございます。

本日の議題は、「平成30年度恵庭市国民健康保険特別会計決算見込み」、「財政安定化基金の借入について」、「平成31年度恵庭市国民健康保険特別会計予算案」、の3件についてのご提案でございます。

新年度予算案につきましては、税率改正のほか、国保税限度額の引き上げ及び低所得被保険者に対する法定軽減基準額の見直しを含め審議いただくこととなります。ただいま副市長からご挨拶もありましたが、厳しい国保財政の今後を見通すうえで、重要な議題と捉えておりますので、委員各位の慎重な協議をお願いいたしますとともに、本日の議事運営について、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。はなはだ簡単ではありますが、開会の挨拶といたします。」

4. 議事録署名委員の選出

○保健福祉部次長

ありがとうございました。それでは、これ以降の進行は、運営協議会規則第5条の規

定により、議長は会長が行うこととなっております。会長、よろしくお願ひいたします。

○川股会長

それでは早速議案審議に入りますが、恵庭市国民健康保険運営協議会規則第 11 条の規定により議事録署名委員 2 名を置くことになっております。議事録署名委員は私からご指名させていただきたいと思いますがこれにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは指名させていただきます。猪口委員、大貫委員を議事録署名委員に決定します、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第 1 号『平成 30 年度国民健康保険特別会計決算見込み』について、議案第 2 号『財政安定化基金の借入』について事務局より説明を願ひます。

5. 議案審議 議案第 1 号 平成 30 年度国民健康保険特別会計決算見込みについて

○国保医療課長

最初に、資料の確認をいたします。事前に送付しております、「議案」と「平成 26 年度から平成 30 年度の国民健康保険医療費状況」の 2 つでございます。医療費の状況につきましては、参考資料でありますので、後程、ご確認願ひます。

それでは、議案第 1 号決算見込みにつきましては、主任よりご説明いたします。

○国保医療課主任より報告

それでは〔議案第 1 号〕平成 30 年度国民健康保険特別会計決算見込みについてご説明いたします。議案の 2 ページをご覧ください。平成 30 年度の決算見込みですが、主な科目についての説明といたしますので、ご了承願ひます。

最初に「歳出」について説明いたします。議案の 2 ページ右側をご覧ください。

「保険給付費」であります、国保被保険者の高齢化及び医療の高度化等の影響もあり、高止まりの傾向にはありますが、被保険者の減少により当初予算額に対し約 171,296 千円の執行残が生じると見込んでおります。この、保険給付費については、全額北海道から「保険給付費交付金」として交付されますので、執行残が生じても収支への影響はありません。

次に、「国民健康保険事業費納付金」であります、予算編成時で用いた「仮係数での納付金」から「確定係数での納付金」において、41,695 千円が減額されましたので、同額の執行残を見込んでおります。

次に、「諸支出金」であります、平成 29 年度療養給付費負担金の返還等で、19,992 千円の不足が見込まれ、第 1 回定例会で補正する予定です。

次に左側の「歳入」についてご説明いたします。

最初に「国保税」ですが、収納率は、ほぼ前年並みを想定しておりますが、被保険者数の減少及び所得の落ち込みの影響で、税の調定額自体が減少しており、予算に対し約 79,338 千円の減収となる見込みであります。

次に「道支出金」ですが、保険給付費の執行残と同額の 171,296 千円の減と平成 29 年度の赤字決算に伴う繰上充用措置における歳入財源として「特別調整交付金分」に 232,618 千円を増額補正した影響等により予算比 447,583 千円の減となる見込みであります。

以上、歳入決算見込み額の 6,628,367 千円に対し、歳出決算見込額は 6,952,252 千円となり、平成 30 年度 国民健康保険特別会計決算見込みは、下段に記載のとおり 323,885 千円の赤字となる見込みであります。なお、赤字額には平成 29 年度の赤字決算における繰上充用額 232,618 千円が含まれておりますので、単年度収支においては 91,267 千円の赤字となる見込みであります。

6. 議案審議 議案第 2 号 財政安定化基金借入について

○国保医療課長

続きまして、北海道財政安定化基金からの借入につきまして、ご説明いたします。

資料 3 ページからが参考資料となります。

国保広域化に伴い、財政責任の主体である北海道において、財政安定化基金が設置されました。北海道国保運営方針には「国民健康保険事業の財政安定化のため、給付費増や保険税収納不足により財源不足となった場合に備え、法定外の一般会計繰入を行う必要がないよう、道国保特会や市町村に対し貸付及び交付を主に行う、財政安定化基金を設置します。」と記されており、平成 30 年 3 月末の基金残高は約 103 億円となっております。

参考資料といたしまして、「北海道国民健康保険財政安定化基金貸付・交付事業等事務取扱要領」から、本市が申請しております「市町村への貸付事業」に関する部分を抜粋してお配りしております。本市における平成 30 年度の単年度赤字、先程、決算見込みでご説明いたしました 91,267 千円については、貸付事業の対象となり、1 億円の貸付申請を行ったところであります。

この貸付を受けることにより、平成 30 年度決算の赤字は解消されます。借入金の償還は平成 32 年度から 3 年間、国保事業費納付金に上乗せされることとなり、標準保険税率の算定に算入されますので、平成 32 年度の税率改正に影響することとなります。

以上、「平成 30 年度国民健康保険特別会計決算見込」および「北海道財政安定化基金からの借入」についてのご説明といたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○川股会長

議案第1号、議案第2号について質疑がございましたら発言願います。

○貝嶋委員

近隣市の情報はあるのですか。

○事務局

決算見込みについてですが、北広島市が財政安定化基金の借入れを申請している。昨年末に聞いた情報では石狩市が借入れを検討しているとのことでした。

○貝嶋委員

他の市町村は黒字なのですか。

○事務局

全道的に見ると、財政的に余裕のあるところもあろうかと思えますけれども、大変なところもあろうかと思えます。

○貝嶋委員

分かりました。

○川股会長

その他はございますか。先ほど、主任のほうからも説明がありましたがずっと恵庭は黒字で来たのですけれどもここにきて赤字になりました。それは高齢化や医療の高度化などいろんな要因があるとお話でしたがもう少し詳しくお願いします。

○事務局

平成28、29と黒字を計上してまいりましたけれども、広域化に伴ってと言う訳ではないのですが平成30年度は大きな赤字を見込んでいます。これには一つは税収が減っているというところがある。被保険者数の減少、一人当たりの所得が下がっている、といったところで減少している。加えて、広域化されることによって国保事業費納付金というのは過去3年間の所得、被保険者等を平均して算出しております。恵庭市においてはここに来て若干下げ幅は減少しているのですけれどもやはり被保険者数が減っている状況であり、世帯数も減っている状況にあります。所得に関しても落ちると。ここで3年間の平均を取られてしまうと、高い状況での納付金算定となってしまいます。そういったところで算定された納付金自体が現在の恵庭市の背丈よりも多めに課されているといったところもあろうかと考えています。

○川股会長

皆様理解できましたか。

○事務局

なんとなく損をしているような感じがするのですが、逆に被保険者数が増えていく状況が今後、景気の動向等であったときは、同じように3年間分の平均をとりますので、

今度は身の丈よりも低い納付金が課されることになってきますので、長い目で見て、また、全道の状況も含めて、広域化というのは全体で支えあっていくという趣旨でありますので損得だけでは計れないかと考えています。

○川股会長

そのような意味では、財源を確保するのに安定化基金ができて、1億円借り入れますよ、それについては1年間据え置いて3年間払いで返還していくので、赤字の解消も図れるのかと考えている。

他に質疑はございますか。

他に質疑がなければ、議案第1号、議案第2号は承認して頂くということでよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

議案第1号、議案第2号は承認されました。

続きまして、議案第3号平成31年度国民健康保険特別会計予算(案)について、事務局より説明を願います。

7. 議案審議 議案第3号 平成31年度国民健康保険特別会計予算(案)について

○国保医療課長

続きまして、資料7ページ、議案第3号の平成31年度国民健康保険特別会計予算案についてご説明申し上げます。

最初に税率改正についてであります。12ページの参考資料1をご覧ください。前回、11月27日に開催いたしました、本運営協議会におきまして、『改正税率案の算定方法について』と『改正税率案』について、ご協議いただき、承認していただいたところですが、その後、北海道において約6億円程度の特例基金の繰り入れによる納付金抑制と被保険者数の精査による介護納付金の削減、これが13億円程度、全道の額であります。その結果、第2回国保事業費納付金算定結果が示されました。これにより北海道全体で1.5%程度の削減がされております。その結果、保険税引き上げ幅を抑制できることから、税率改正案を再度作成いたしましたのでご説明いたします。

資料12ページの1項目の納付金算定結果ですが、前回ご報告いたしました国保事業費納付金は合計で1,624,620千円でありましたが、第2回算定結果では、1,606,448千円となり、約18,000千円の減額となりました。この結果、全体の保険税引き上げ幅が抑制できることから、第2回算定結果を基に税率改正案を再度作成しました。

資料2項目目の「税率の比較」をご覧ください。『改正税率案の算定方法について』は前回と同様、北海道が示した標準保険税率と標準保険税率の市町村算定方式を基に改正税率案を算出しております。表の太枠で囲まれた部分が新たに算出した改正税率案となります。医療分と後期高齢者支援分については上げ幅が縮小し、介護分については、下げ幅が拡大しております。

資料 3 項目目をご覧ください。今回の税率改正にあわせて、法令の改正に伴う改正項目をお示しします。軽減判定所得の改正につきましては、軽減判定所得の上限額をそれぞれ引上げ、低所得者の負担軽減を図るものであります。医療分の賦課限度額の引上げについては、高額所得者への応分の負担を求めるものであります。いずれも法令の改正に伴い行うものであります。

これらの改正項目を反映した影響額を次のページにお示しします。

表の見方は概ね前回と同様であります。縦方向に所得を示します。また、所得欄にはその所得金額となるために必要な給与収入と年金収入を記載してございます。横方向には代表的なモデル世帯を示します。また、各モデル世帯において、

- ①、現行税率での年間保険税額
 - ②、前回お示しした改正税率案での年間保険税額
 - ③、今回、再度算出した改正税率案での年間保険税額
- ③から②を引いたものは前回お示しした改正税利率と今回、再度算出した改正税率案の比較となっております。

各柘の中の説明であります。例として表の左上、所得なしの単身世帯の欄をご覧ください。

このモデルの場合、

- ①現行税率では年間 22,500 円となります。
- ②前回の改正税率案では年間 23,500 円、現行税率に比べて 104.4%、プラス 1,000 円となります。
- ③今回、再度算出した改正税率案では年間 22,800 円、現行税率に比べて 101.3%、プラス 300 円となります。

前回と今回の比較は、今回のほうが 700 円安くなることを示します。

前回同様、現行保険税額より上昇した箇所を網掛けしております。

また、各モデルで該当世帯が多い上位 3 ケースを赤字で標記しております。

傾向であります。介護分の税率がより下がったことから、介護分が課税されている世帯については、現行に比べて下がる世帯が増えております。また、全てのケースで前回お示した内容より、税負担の緩和が図られております。

以上、前回ご説明した改正税率案より、税負担が緩和されましたことから、第 2 回算定結果をもとに予算編成を行いました。資料、12 ページの項目 1 にお戻りください。北海道からは 1 月 31 日に退職被保険者分を含めた納付金が確定値として示されました。納付金確定額は合計で 1,606,392,316 円となり、第 2 回算定結果と大差がなかったこと、予算編成スケジュールに対応するのが難しかったことから、第 2 回算定結果を基に、算出した保険税率を予算編成数値として用いております。

資料 7 ページにお戻りください。歳入・歳出予算案の内容は主査からご説明いたします。

○国保医療課主査

それでは、制度等の説明も記載されておりますので、8 ページ「国民健康保険特別会計予算（案）前年度比較概要版」にて説明したいと思います。また、各科目の詳細は7 ページの「議案第3号」にありますので合わせてご確認願います。

まず右側の「歳出」から説明いたします。

初めに、『総務費』は、142,515 千円で、前年度比 12,818 千円の減となっております。これは、人件費や電算委託料等、諸経費が減となったためであります。

次に、『保険給付費』は、4,851,508 千円で、前年度比 72,592 千円の減となっております。これは、被保険者数の減少に伴う療養給付費の減によるものであります。

次に、『国民健康保険事業費納付金』は、1,608,158 千円で、前年度比 73,920 千円の減となっております。これは、被保険者数の減少および一人当たり所得の減少に伴い、本市の負担額が減となったためであります。

次に、『高額療養費等共同事業拠出金』は、2 千円で、本市は一部の事務費を負担することから、前年と同額を計上しております。

次に、『特定健康診査事業費』は、51,012 千円で、前年度比 4,589 千円の増となっております。これは特定健診受診率向上対策でもある受診者に対するインセンティブ提供に係る増等に伴うものであります。詳細につきましては、14 ページの参考資料2で、後程ご説明いたします。

『保健事業費』は 21,059 千円で、前年度比 1,460 千円の減となっております。これは予防接種助成事業対象者の見直しによるものであります。

歳出の最後、『諸支出金』は、6,306 千円で、前年度比 77,842 千円の減となっております。これは国保広域化により、保険給付費等の清算が不要となったことにより、減となったものであります。

続きまして、左側の「歳入」についてご説明いたします。

『国民健康保険税』は、1,098,450 千円で、前年度比 145,574 千円の減となっております。これは、税率改正を行い、歳入増を図りましたが、被保険者数の減少および一人当たり所得の減少に伴う歳入減により相殺され、減となったものであります。国保税算定の詳細は、議案の9 ページ以降にそれぞれの区分別に載せておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

次に、『道支出金』は、4,926,582 千円で、前年度比 87,549 千円の減となっております。これは、財源の充当先である、歳出の保険給付費が、被保険者数の減少に伴い、減となったことによるものであります。

次に、『繰入金』は、643,303 千円で、ほぼ前年度と同額となっております。

以上が、平成31年度国民健康保険特別会計予算案の歳入・歳出の説明ですが、総額は6,680,570 千円となり、前年度比 234,043 千円の減となっております。これは被保険

者数の減により、予算規模が縮小しているためであります。

○国保医療課長

続きまして、歳出予算案の特定健康診査事業費の内容などについて、資料 14 ページの参考資料でご説明いたします。

資料 1 項目目であります。来年度から「特定保健指導運動プログラム事業」といたしまして、個人インセンティブの提供を行う予定です。

対象者は、特定健診受診者から特定保健指導対象となった被保険者であり、特定保健指導の中で適度な運動を開始することを提案いたします。希望者には市内スポーツクラブでの運動指導を含めた利用助成を行います。期待される効果であります。生活習慣の改善に伴う医療費の抑制や特定健診の継続受診であります。予算計上額については記載の通りとなっております。

次の参考資料の 2 項目目の後期高齢者医療制度歯科健診事業の個別健診は、後期高齢者医療特別会計の内容でございますが、本運営協議会でのご提案から実施に繋がった経緯がございますので、あわせてご説明いたします。

対象者は後期高齢者医療制度被保険者であります。健診項目は問診および口腔内診査であり、恵庭市医師会様に委託し、市内歯科医師会会員様の医療機関で個別に健診を行っていただく予定です。予算計上額は記載の通りでございます。

以上で、平成 31 年度予算案の説明となりますが、今回の予算編成はやむを得ず税率改正が必要となりましたことから、委員の皆様から、ご意見を賜りながら慎重に進めてまいりました。また、広域化後の初めての税率改正となりましたが、国民健康保険制度を持続可能なものとするために、国や道の方針を遵守して参りました。結果、負担が増える世帯、減る世帯、双方存在する状況となりました。

今後も本市の国保財政は厳しい状況が続きますが、収納率向上や保険者努力支援制度の交付金獲得、第三者行為や不正利得返納金等の歳入確保に全力で取り組むとともに、医療費適正化や事務の効率化、ジェネリック医薬品の普及等、歳出削減にも全力を尽くして参りたいと考えており、税率改正は最終手段であるということをしつかりと認識し、取り組んで参りたいと考えております。

以上、まことに簡単ではございますが、平成 31 年度国民健康保険特別会計予算案について説明申し上げました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○川股会長

議案第 3 号について質疑がございましたら発言願います。質疑はございませんか。

○木原委員

広域化に伴いまして、予算の大半が保険給付費と交付金で計上していますが残りの部分の大体 20 億程度が市の予算の範疇になるのですけれども、過去からの損失が 2 億ほど残ってきていまして、今年度の予算を見ても損失の解決に向けたものが特に目立って見えないのですけれども、30 年度の不足金 1 億については借入れを起こして道に返済するというので解決するのでしょうかけれども、今残っているものについてはどのようにお考えしていて、どのように解消に向かっていくのかこの予算書では分からないので教えていただければと思います。

○事務局

ご指摘のとおり、繰上充用分が先ほど説明した決算見込みのとおり約 230,000 千円が累積赤字としてございます。これの解消につきましてはその分を予算計上すると、予算計上するに当たってはどこかに財源を求めなければいけないということになってまいります。財源となりますと、広域化後は税に求めるか、一般会計からの繰入金に求めるかというところになるのですが、なかなかこの 2 つでしかも短期で解消するのは額も大きいので難しい面がございます。そこで、予算の中では極力単年度黒字を生み出す様にする。歳出削減はもちろんですが、歳入の部分においても収確保に努めまして、年間 20,000 千円から 30,000 千円程度の黒字を捻出する、その中で長期間かけまして 10 年程度になろうかと思うが繰上充用金を減らしていくという形で解消していくという考えでございます。

○木原委員

分かりました。

○保健福祉部次長

補足ですが、議案第 3 号ですが、歳入見込みとして 31 年度の議案第 3 号の 7 ページですが道支出金、保険者努力支援分 28,000 千円程度計上しております。ここの加点分としてインセンティブの事業ですとか特定検診の受診率が上がれば加点で交付金が上乘せされることもありますので、こちらの交付金も期待しましてこういった事業を進めて赤字解消に充てていきたいと考えております。

○川股会長

特定保健指導運動プログラムや後期高齢者医療制度の歯科検診も含めて医療費の抑制が図られるとともに、それを予定通り行うことによって道からインセンティブ的な交付金が入ることにより黒字を目指したいということですね。ぜひとも協力していきたいと思っております。

皆様方から他に質疑はございますか。

それでは、質疑がなければ、議案第 3 号は、承認して頂くということによろしいでしょうか。

<異議なしの声>

それでは、議案第 3 号は承認されました。

8. その他

○川股会長

日程のその他についてなにかございますか、事務局から何かありますか。

○国保医療課長

特にございません。

○平中委員

ひとつよろしいでしょうか。ここで質問するのは適切ではないかもしれませんが、一部メディアで外国人による国保の不正ではないのでしょうかけれども、不適切な使用がちらほら問題になっておりますが、恵庭市においてそういったことはあるのでしょうか。

○事務局

報道等されていることは承知しておりまして、そういったケースがないかは注視しております。現時点においてそのようなケースはございません。

○川股会長

すごく心配な案件でありますし、これから人材の関係で外国からの労働力を確保する、商売であれ工場であれ農業であれ、そういったことがでてくる可能性があります。それに伴って小学校の子どもが入ってきたり健康保険の関係で日本にいながら本国の人たちも含めたいろいろな問題があります。いまのところ恵庭市では問題は発生していないことではありますがこれからそういったことも念頭に置きながら進めていかなければならないかと考えますのでよろしく願いいたします。

○副市長

恵庭市も外国人の方が急速に増えております。国の制度改正もありましたからこれからも増えていくことが予想されますので、十分注意を払って国保運営に努めてまいりたいと考えております。

○川股会長

国保運営だけでなく市政全体に関わりますので、国保担当としてしっかりお願いいたします。

その他に何かございますか。なければ以上をもちまして本日の審議を終了させていただきます。

各委員の皆様の慎重なご協議と議事運営にご協力いただきましたことに深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

平成 年 月 日

議事録署名委員

印

議事録署名委員

印